

マイナンバーカードの休日および時間延長交付

所・市民課 ☎・有(582)1122 FAX(583)9737

マイナンバーカード交付のため、下記の日程で開庁します。マイナンバーカードの受け取りには、必ず本人が来庁してください。また、必要書類などがそろっていないと交付できないことがありますので、個人番号カード交付通知書に同封の案内をご確認のうえ、お忘れのないようお持ちください。

なお、休日交付は大変混雑することがあります。時間に余裕をもって来庁してください。

	休日交付(午前9時～午後3時)	午後7時まで時間延長(いずれも木曜日)
4月	23日(日)	20日、27日
5月	14日(日)、20日(土)、28日(日)	11日、18日、25日
6月	11日(日)、25日(日)	1日、8日、15日、22日、29日
7月	9日(日)、23日(日)	6日、13日、20日、27日
8月	6日(日)、27日(日)	3日、17日、24日、31日
9月	10日(日)、24日(日)	7日、14日、21日、28日

市民課からお知らせ

4月29日(土・祝)～5月7日(日)は マイナンバーカードの一部手続きができません

☎個人番号コールセンター ☎0570(783)578

ゴールデンウィーク期間(5月1日(月)・2日(火)を含む)は、マイナンバーカードに関する下記の手続きができません。

この期間は、法律の改正に伴う全国的なシステム更改作業が行われます。

これにより、即日での電子証明書発行手続きができません。マイナンバーカードをお預かりし、手続きをしたうえで、後日住民登録の住所宛てに簡易書留で送付します。

実施できない手続き

- マイナンバーカードの交付で下記に該当する人の手続き
 - (1)氏名や住所に代替文字を含む人
 - (2)マイナンバーカードを申請してから氏名や住所に変更がある人
 - (3)マイナンバーカードの申請時に電子証明書の発行を不要とし、マイナンバーカード交付の際に電子証明書の発行を希望する人
- マイナンバーカードの暗証番号を忘れてしまった、ロックがかかってしまった場合の暗証暗号初期化手続き
- 転入に伴う、マイナンバーカードの継続利用の手続きはできますが、電子証明書の発行手続きはできません。数字4桁の暗証暗号を忘れてしまった場合は、継続利用を含むいずれの手続きもできません。
- 転居や氏名変更に伴うマイナンバーの券面事項更新
- 電子証明書【署名用電子証明書(英数字6桁以上の暗証番号)】、【利用者証明書用電子証明書(数字4桁の暗証番号)】の更新・発行および失効の手続き
- 一時停止解除の手続きはできますが、署名用電子証明書(英数字6桁以上の暗証番号)の失効、再発行の手続きはできません。
- マイナンバーカード在留期間更新に伴う、有効期間変更および特例期間延長の手続きはできますが、電子証明書の発行手続きはできません。数字4桁の暗証番号を忘れてしまった場合は、期間変更を含むいずれの手続きもできません。